

## 令和7年度八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による農作物の被害防止を図るため、農業者が農地へ電気柵を設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥獣 農作物に被害を及ぼす野生動物（ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等）をいう。
- (2) 農業者 生業として農業生産を行う者で、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。
- (3) 農地 農業者が生業として農業生産を行う権限を有する市内の田及び畑をいう。

### (補助対象事業者等)

第3条 補助対象事業者及び補助金の交付対象となる電気柵の要件については、別表1のとおりとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気柵の資材購入に要する経費（消費税、地方消費税、送料及び諸経費を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について国、他の地方公共団体等により補助がされる場合において、当該補助の金額と同項の規定により算出した補助金の額との合計額が補助対象経費の合計額を超えるときは、補助金の額は、同項の規定により算出する補助金の額からその超える額を控除した額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。
- 4 補助金の交付は、1世帯又は1法人につき1回までとする。

### (補助金の交付申請の受付)

第5条 補助金の交付申請の受付は、令和7年4月1日から開始し、令和8年1月31日で終了する。

- 2 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算残額が10万円未満となった場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。
- 3 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合

には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

- 4 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、受付日をその日後においてその日に最も近い休日以外の日とする。
- 5 予算残額が10万円未満となった日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

#### （交付申請）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりする。

- 2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 農業者を確認することができる書類として別表2に掲げるもの
  - (2) 農地を確認することができる書類として別表3に掲げるもの
  - (3) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
  - (4) 収支予算書（別記第3号様式）
  - (5) 補助対象経費が分かる見積書等の写し
  - (6) 設置する電気柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
  - (7) 電気柵を設置する農地の位置図
  - (8) 世帯全員の住民票の写し
  - (9) その他市長が必要と認める書類

#### （交付決定）

第7条 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金交付不決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

#### （補助事業の遂行）

第8条 補助対象事業者は、補助金交付決定後から令和8年2月28日までの間に電気柵の設置を行い、補助事業を完了しなければならない。

- 2 電気柵を設置し、補助対象経費の支払を完了した日を補助事業の完了日とする。

#### （補助事業等の変更の届出）

第9条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更等承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。
- 3 市長は第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書（別記第9号様式）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (3) 電気柵の保証書又は納品書の写し
- (4) 設置が適正にされたことを証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第12条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書（別記第11号様式）による補助対象事業者からの請求に基づき、交付する。

(協力)

第13条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合は、電気柵の使用状況等に関し、市長に報告しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

|                |                                                                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業者        | 次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。<br>① 直近 1 年分の法人税確定申告若しくは令和 6 年分の確定申告又は令和 6 年分の市民税・県民税申告が済んでいること。<br>② 過去 3 年度において市税（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。<br>③ この要綱の規定により、いまだ補助金の交付を受けていないこと。 |
| 補助金の交付対象となる電気柵 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。<br>① 未使用品であること。<br>② 鳥獣による農作物の被害防止に効果が認められるものであること。                                                                                                               |

別表 2（第 6 条関係）

農業者を確認することができる書類

|    |                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 法人 | ① 直近 1 年分の法人確定申告書第 1 表の控えの写し<br>② 直近 1 年分の法人事業概要説明書の控えの写し                        |
| 個人 | 青色申告を行った者<br>① 令和 6 年分所得税確定申告書第 1 表の控えの写し<br>② 令和 6 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えの写し    |
|    | 白色申告を行った者<br>① 令和 6 年分所得税確定申告書第 1 表の控えの写し<br>② 令和 6 年分収支内訳書（農業所得用）の控えの写し         |
|    | 市民税・県民税申告を行った者<br>① 令和 7 年度（令和 6 年分）市民税・県民税申告書の写し<br>② 令和 6 年分収支内訳書（農業所得用）の控えの写し |

※ 収受日付が押印されていること又は e-Tax による申告の場合は、受付日付が印字されていること（受付日時が印字されていない場合は、受信通知を添付すること。）。

別表 3（第 6 条関係）

農地を確認することができる書類

|                           |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業者<br>が農地所有者         | 農地所有者であることを確認することができる以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"><li>令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した登記事項証明書（謄本）の写し</li><li>令和 7 年度固定資産税課税明細書の写し</li><li>令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した農地台帳記載証明書（経営農地等の筆別表付）の写し</li><li>その他市長が農地所有者であることを確認できると認める書類</li></ul> |
| 補助対象事業者<br>が農地所有者以<br>外の者 | 上記の書類に加え、補助対象事業者が農業生産を行う権限を有する農地であることを確認することができる以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"><li>貸借契約書の写し</li><li>令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した農地台帳記載証明書（経営農地等の筆別表付）の写し</li><li>その他市長が農業生産を行う権限を有する農地であることを確認できると認める書類</li></ul>                    |

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 \_\_\_\_\_

住所又は所在地

八戸市 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名

電話番号 \_\_\_\_\_

補助金交付申請書

八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                                                    |                            |
|----------------------------------------------------|----------------------------|
| 1 設置場所                                             | 八戸市                        |
| 2 設置面積、延長及び段数                                      | m <sup>2</sup> m 段         |
| 3 被害対策対象鳥獣                                         |                            |
| 4 被害対策対象作物                                         |                            |
| 5 補助対象経費（税抜き）<br>電気柵の購入に要する費用                      | 金 円 （税抜き）                  |
| 6 交付申請額<br>補助対象経費の1/2（千円未満切捨）<br>又は10万円のいずれか低い額 *1 | 金 円                        |
| 7 設置予定日及び<br>補助事業の完了予定日 *2                         | 設置予定日 年 月 日<br>完了予定日 年 月 日 |

\*1 他の補助金等と当該補助金との合計額が補助対象経費の合計額を超える場合は、超える額を差し引いた額(1,000円未満切捨)

\*2 電気柵の設置を完了し補助対象経費の支払を完了する予定の日

【補助金振込先】

|                |      |    |     |              |
|----------------|------|----|-----|--------------|
| 振込先金融機関        | 支店名  | 種目 | 店番号 | 口座番号（右詰めで記入） |
| 銀行・金庫<br>組合・農協 |      |    |     |              |
| 口座名義人          | フリガナ |    |     |              |

【添付が必要な書類】

- 農業者を確認することができる書類
- 農地を確認することができる書類
- 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
- 収支予算書（別記第3号様式）
- 補助対象経費が分かる見積書等の写し
- 設置する電気柵の形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- 電気柵を設置する農地の位置図
- 世帯全員の住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

年 月 日

同 意 書

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 \_\_\_\_\_

住所又は所在地

八戸市

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市民税
- ・ 法人市民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税





八農第 号  
年 月 日

様

八戸市長

印

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

1 交付決定金額      金                      円

### 2 交付条件等

- （1）令和8年2月28日までに電気柵を設置し、補助事業を完了する（補助対象経費の支払を完了する。）こと。
- （2）補助事業を完了した日から起算して1か月を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- （3）市が行う電気柵の使用状況等に関する調査に協力すること。
- （4）当事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図ること。

八農第 号  
年 月 日

様

八戸市長 印

補 助 金 交 付 不 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金については、八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

○ 補助金を交付することが適当でないと認める理由

年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 \_\_\_\_\_

住所又は所在地

八戸市 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

変 更 等 承 認 申 請 書

年 月 日付け八農経第 号で交付決定を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり補助金交付申請に係る内容の変更等をしたいので承認願います。

記

1 変更等の内容

- ☐ 補助金交付申請に係る内容の変更
- ☐ 変更内容

☐ 補助事業の中止

2 理 由

八農第 号  
年 月 日

様

八戸市長 印

変 更 承 認 書

年 月 日付けで変更承認申請のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり承認します。

記

○変更内容

年 月 日

（あて先） 八 戸 市 長

（申請者）郵便番号 \_\_\_\_\_

住所又は所在地

八戸市 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名

\_\_\_\_\_

電話番号

実 績 報 告 書

年 月 日付け八農経第 号で補助金の交付決定を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業を完了したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|                                                    |                    |
|----------------------------------------------------|--------------------|
| 1 設置場所                                             | 八戸市                |
| 2 設置面積及び延長                                         | m <sup>2</sup> m 段 |
| 3 被害対策対象鳥獣                                         |                    |
| 4 被害対策対象作物                                         |                    |
| 5 補助対象経費（税抜き）<br>電気柵の購入に要した費用                      | 金 円 （税抜き）          |
| 6 交付申請額<br>補助対象経費の1／2（千円未満切捨）<br>又は10万円のいずれか低い額 *1 | 金 円                |
| 7 補助事業完了日 *2                                       | 年 月 日              |

\*1 他の補助金等と当該補助金との合計額が補助対象経費の合計額を超える場合は、超える額を差し引いた額(1,000円未満切捨)

\*2 電気柵の設置を完了し補助対象経費の支払を完了した日

【添付が必要な書類】

- 収支決算書（別記第 9 号様式）
- 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- 電気柵の保証書又は納品書の写し
- 適正に設置したことを証する写真
- その他市長が必要と認める書類



八農第 号  
年 月 日

様

八戸市長 印

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金  
については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定  
したので通知します。

記

○ 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）郵便番号 \_\_\_\_\_

住所又は所在地

八戸市 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名

\_\_\_\_\_ 印

電話番号

\_\_\_\_\_

補 助 金 請 求 書

年 月 日付け八農経第 号で確定通知を受けた八戸市鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る補助金について、下記のとおり請求します。

記

○ 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円